

別紙

奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業 奈良土産品支給業務委託 仕様書

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、やむを得ず奈良市への修学旅行が中止となり、思い出作りができなかった児童・生徒の皆様は奈良のお土産を提供することで、奈良への関心を深め、将来あらためて奈良へお越しいただくことを目的とする。

2. 名称

奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業 奈良土産品支給業務委託

3. 契約方法、委託料及び委託期間

- (1) 契約方法は、奈良土産品1セットあたりの商品、送料、袋代、諸経費、消費税等を合計した金額が1,000円の単価契約とする。
- (2) 委託料は、(1)の契約単価に奈良土産品の発注数を乗じた金額とする。
- (3) 委託期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

4. 事業者

委託業務の対象となる事業者は、次の項目の全てに該当する事業者とする。個人・法人は問わない。

- (1) 奈良市修学旅行生「奈良旅行」支援事業制度の趣旨を理解し、将来に向けて奈良市への修学旅行生を獲得するため、修学旅行生に喜ばれる奈良土産品の提案と発送ができること。
- (2) 奈良市内に事業所を有し、その事業所において修学旅行生を対象に、常時対面でお土産物の小売販売を行っており、今後も継続して行うこと。
- (3) 通信販売のみを行っている事業者ではないこと。
- (4) 発注1回につき数十名分から300名分程度の奈良土産品を調達・発送が可能で、委託業務実施報告書などの諸書類を遅滞なく準備できること。
- (5) 奈良土産品について、奈良市の発注から概ね1週間以内に、到着日指定可能かつ追跡可能な方法で発送できること。
- (6) 発注及び受注時に、FAXもしくはメールで対応できること。
- (7) 令和元年12月31日時点で市税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員等に関与していないこと。

5. 奈良土産品

- (1) 奈良土産品は、商品、送料、袋代、諸経費、消費税等を含めて「1,000円」とする。
- (2) 奈良土産品は、奈良市を連想させ、奈良市をPRできるものであれば、お菓子等食品類・文具・小物・書籍等の種類を問わない(複数商品の組み合わせも可)。ただし、発送の対象となるのは「奈良市を訪問する修学旅行が中止になってしまい、思い出作りの機会が無くなってしまった児童・生徒」なので、多くの方々に、改めて奈良に来ていただきたいという「気持ち」を込めて発送するという点に十分留意すること。
- (3) 奈良市から全国の学校に向けて発送するという事業の性質上、以下の点に十分留意すること。
 - ①児童・生徒へ個別に配布し、容易に持ち帰りできる商品であること。学校側の配布作業や児童・生徒の持ち帰りが負担にならないよう、カバン等にも収納しやすい大きさの商品であること。
 - ②お菓子等食品類は奈良市を連想させる商品で、消費期限が到着日から概ね2週間以上あるものとする。
 - ③キャラクター商品は可。奈良市として発送するため、奈良市のキャラクターとして広範囲に認知されているようなキャラクター(例 奈良市観光協会キャラクター「しかまるくん」等)関連商品が望ましい。
 - ④雑貨類は「奈良市の特産品である・特産品を利用している」「奈良らしい模様・柄がある」等、奈良市を連想させ、奈良市をPRできる商品であること。

- ⑤コピー商品、奈良市と関係が無いと思われる商品、奈良市以外でも多く販売されているもの、生ものや冷凍または冷蔵が必要な商品、割れ物等破損しやすい商品は不可。
- ⑥アレルギーのある児童・生徒もいるため、食品の場合、成分表示があること。

6. 委託にあたっての事前手続き

業務を委託する事業者及び奈良土産品については、事前に公募し、奈良市で精査したうえ、登録するものとする。

7. 業務内容

発注者は、修学旅行が中止となった学校から届いた奈良土産品の支給申請を集約した後、登録事業者ごとに分配し、業務を発注する。(発注は、学校からの申請状況によるため、必ずしも発注があるとは限らない。)

受注者は、発注者からの発注を受け、事前に登録した奈良土産品の選定、調達、発送、問い合わせ対応、到着確認、報告を行う。

(1) 商品の調達及び発送

ア 受注者は、奈良市から「発注書兼受注確認書」を受け取った後、同様式の受注確認部分に必要な事項を記入のうえ、奈良市に返信すること。

イ 受注者は、奈良市から「発注書兼受注確認書」を受け取った後、登録した奈良土産品を自ら調達し、「発注書兼受注確認書」で指示された送付先へ、奈良市発注日から概ね1週間以内に発送すること。その際、到着日は土日祝日を除いた日に設定すること。なお、登録した奈良土産品が数種類ある場合は、その中から受注者が選定し、発送すること。また、持ち帰り用に奈良土産品が入る袋を人数分発送すること。

ウ 奈良土産品の調達については、安定的な確保と品質管理を行うこと。

エ 原則として、登録した奈良土産品の変更は認めない。ただし、生産中止、天災等の理由により品物が確保できない場合等においては、受注者の責任において代替品を提案し、発注者と協議の上対応するほか、他の代替方法を講じるものとする。

オ 受注者で商品に関する資料を同梱する際は、事前に発注者の了解を得ること。

カ 発送時の伝票は受注者が起票し、送り主(ご依頼主)欄に受注者名、担当者名を併記するとともに問い合わせ等への連絡先も明記すること。また、品名欄に「修学旅行生支援事業(奈良市観光戦略課)」と記載し、奈良土産品の内容を明記すること。

(2) 学校からの問い合わせ及び苦情等への対応

ア 受注者は、以下の事項について対応すること。

- ・奈良土産品の内容についての問い合わせ
- ・奈良土産品の発送状況についての問い合わせ
- ・奈良土産品に関する苦情及び事故への対応

イ 苦情及び事故があった場合には、誠意と責任を持って対応することとし、あわせて速やかに経過及び対応について発注者へ書面により報告すること。

ウ 問い合わせ等への対応は、原則として月曜日から金曜日(祝日を除く。)とする。

エ 配送伝票依頼人控は記録として業務完了まで保管し、配送状況の問い合わせに対応できるようにすること。

8. 実績報告

受注者は、「発注書兼受注確認書」の発注No. 毎に奈良土産品の到着確認を行い、同じ発注No. にて発注された全ての奈良土産品の送付先到着日から10日以内に、「委託業務実施報告書」、配送伝票依頼人控の写し、奈良土産品が到着したことを示す書類を発注者へ提出し、発注者は検収するものとする。

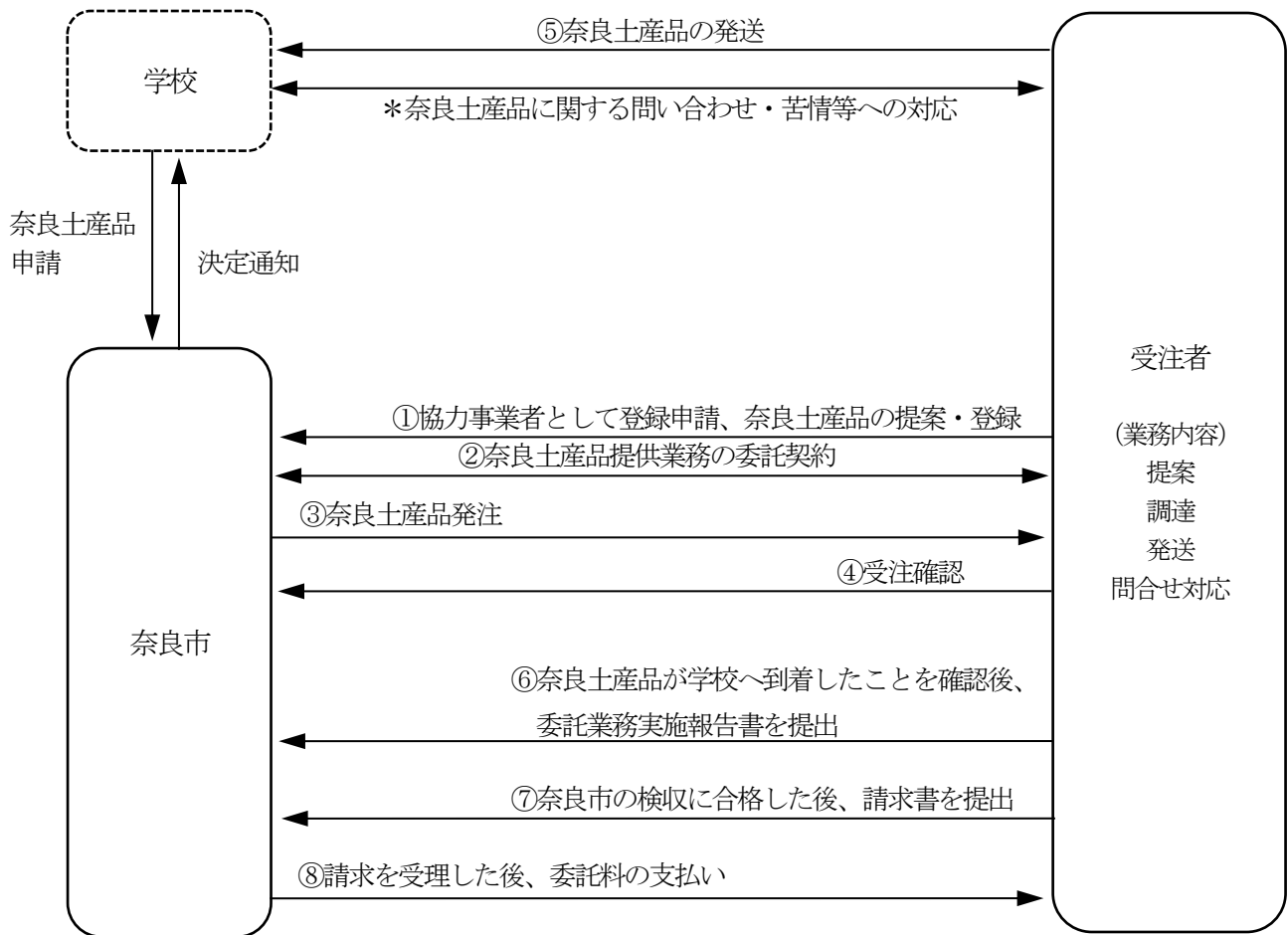
9. 委託料の支払い

発注者は「委託業務実施報告書」を受領し、検収に合格したと認めるときは、適法な請求を受領した日から30日以内に受注者へ委託料を支払うものとする。

10. その他

作業は、正確、安全かつ迅速に実施するとともに、送付先を誤ることのないよう、細心の注意を払うこと。また、本仕様書に明示していない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議し、業務を進めること。

11. 業務フロー図



参考

- 学校の申請期間 令和3年2月1日～2月26日（金）
- 発注の予定 2月中旬から3月上旬にかけて数回に分けて発注する予定
※奈良土産品が卒業式、終業式までに学校に届くことを考慮する。